



日常の観察・生活アンケート・教育相談・児童生徒、保護者からの訴え・情報提供等

情報の取得

いじめ対応チームの招集 (校長)

情報収集・事実確認

いじめ かもしれない

いじめの認知

経過観察する
・情報を集め、複数で対応する。
・継続的な行動観察と援助

<緊急対策会議>

1. 情報の共通理解をする。
2. 調査方針及び方法、役割分担を決定する。
3. 関係児童生徒には個別に聞き取りをする。
(1名に対し複数の教員で関係児童生徒に聞き取りをし事実関係を把握する。)
4. 事実関係や状況を把握後、指導方針を決定し、指導体制を編成する。(担任・学部長・生徒指導担当等)
5. 事案と指導体制について職員会議で報告し、職員全体で共通理解を図る。
6. 関係機関と連携する。総合教育センターに報告する。

解決に向けた 適切・迅速・誠実な対応

関係機関

- ・ 総合教育センター 0790-42-3723
- ・ 加西警察署生活安全課 0790-42-0110
- ・ 市役所地域福祉課 0790-42-8709
- ・ 学校支援チーム (播磨東教育事務所) 079-421-9317
- ・ 県警本部 サイバー犯罪対策課 078-341-7441 (代)

被害生徒への対応

- 1 (受容) 気持ちを受け入れ心の安定を図る。
- 2 (安心) 最後まで守り抜くことを伝え、学校は味方であることを示す。
- 3 (見通し) 具体的支援内容を示し、解決できる希望が持てることを伝える。
- 4 (自信・回復) 自尊感情を高めるよう配慮する。
- 5 (成長) 自立を支援し、いじめを克服させる。

加害生徒への対応

- 1 (確認・傾聴) 事実関係、気持ち、背景等について総合的に把握することに努める。
- 2 (内省) 決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを理解させる指導をする。
- 3 (処遇) 事の重大さを認識させ、粘り強く指導を行う。
- 4 (相談・連携) 通報すべき事案の場合は、速やかに関係機関と連携する。
- 5 (回復) 根本にせまる指導を継続的に行う

被害児童生徒保護者への対応

- 1 速やかに正確な事実を連絡し、今後の対応についての保護者の思いを聞き、誠意ある対応で信頼関係を築く。
- 2 いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- 3 学校の方針への理解を求める。
- 4 引き続き家庭との連携を図る。

加害児童生徒保護者への対応

- 1 速やかに正確な事実を連絡し、家庭での話し合いを促す。
- 2 保護者の心情を理解し、訴えを十分に聞く。
- 3 いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- 4 具体的な助言をし、立ち直りへの協力を求める。
- 5 被害児童生徒への謝罪等について話し合う。

再発防止 未然防止 対策

- 1 当事者だけの問題にとどめず、学部及び学校全体の問題として自分に何ができるかを考えさせ、再発防止につなげる。
- 2 いじめについて資料等を用いて話し合い、身近な問題として意識させる。
- 3 いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、継続指導を行う。

◎生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②市教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、緊急保護者会等を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。(教頭)